

174-参-総務委員会-3号 平成22年03月11日

○林久美子君 民主党の林久美子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年夏の政権交代以降六か月ということで、連日、予算委員会で原口大臣、亀井大臣、御奮闘いただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。

本日、お昼の時間を使っての委員会ということでございますので、できるだけ簡潔にお伺いをしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、郵政改革法案について、亀井大臣にお伺いをいたします。

民営化、分社化によって大変に利用者の利便性が低下をしてきたり、経営基盤が劣化をしてきているという中でございまして、何とかこの国会でこの郵政改革法案、成立をしたいというのが現在の政府の強い思いであるというふうに存じております。そうした中で、現場からすれば、かなりそれぞれの会社に分かれたことによって会社間の壁というか、こういうのももできておまして、なるべく早くその姿を明らかにしてもらいたいという声も聞かれております。

そこで、早速お伺いをしたいと思います。

いつまでにこの郵政改革法案をまとめられるおつもりなのかということと同時に、先日の所信表明の中で三社体制でというお話をいただきましたが、もう三社体制で決まったという理解でよろしいのかどうか、亀井大臣、よろしくお願いいたします。

○国務大臣（亀井静香君） 現在、各党また各方面、国民の皆様方の御意見をいろいろと精力的に聞かせていただいている最中でございますが、いよいよもう法案提出へ向けての最終段階で、原口大臣とも今緊密な連絡を取りながら最終結論を出そうとしておりますが、大体来週辺りには出したいということで頑張っております。

それから、一応我々、素案として三社体制でいこうというあれを出したわけでございますが、いろんな方々からいろんな意見もいただいておりますけれども、現在のところ、やはり素案に出しておりますとお三社体制でいきたいと、このように考えています。

○林久美子君 ありがとうございます。

来週辺りには法案も出てくるし、三社体制でというお話でございました。その上で、やはり郵便局には是非ユニバーサルサービスを維持、発展、展開をしていただきたいというふうに思うわけでございますが、そこで気になるのが、では、このユニバーサルサービスというのは一体どういう業務に課していくのかと。本来であれば政府が担うべき役割を郵政会社の方に担ってもらおうということになるかと思うんですが、どういう業務にユニバーサルサービスを課すのか。逆に言えば、どういうものはユニバーサルサービスから外すのかというのを教えてください。

○国務大臣（亀井静香君） ユニバーサルサービスについては、交通の便利、情報等いろいろな関係から、便利のいいいわゆる都市部と、山間部、島嶼部、こういう地域の状況が違いますけど、一応我々としては、こういう郵便関係だけじゃなくて金融関係についてもそうしたサービスが行き渡っていく、そういう状況にしたいと、このように考えております。

○林久美子君 ということは、保険はユニバーサルサービスの対象には入らないということですか。

○国務大臣（亀井静香君） 保険も含めて金融ということを申し上げたわけでございます。

○林久美子君 ということは、郵便、貯金、保険、そうした業務にユニバーサルサービスを課すということかと存じ上げます。となると、その三つを果たして初めてユニバーサルサービスの義務を提供しているということになると思うんですが、それはやはりその三つを果たす郵便局が郵便局として法律の中に位置付けられるということになるのかなというふうに思うのですが、現在検討されている法案で、この郵便局というものの規定はどのようなものになさるおつもりでいらっしゃるのか、お伺いさせていただきます。

○国務大臣（亀井静香君） いわゆる郵便局の中には、場合によっては貯金、保険業務をやらないという局も出てこようかと思えます。

○林久美子君 現在の直営郵便局や簡易郵便局を見ていますと、やはり保険なんかは提供していないところも幾つかあるようでございまして、やはり全国各地あまねくユニバーサルサービス、特にやはり郵便とか貯金とかいうことに関してはとりわけということになるかと思うんですが、ただ、そのユニバーサルサービス、ネットワークはやっぱり維持していくという視点を是非大切に御検討いただきたいということをお願いをさせていただきたいというふうに思います。

そして、こうしたユニバーサルサービスを展開する上で、これはもう今更申し上げるまでもございせんけれども、中山間地域や過疎地などでは採算が取れない地域というのも当然出てくるかと思えます。しかしながら、そこをまげて何とかしっかりと利用者の皆さんのアクセスの機会を担保していきたいということかと思うんですが、このユニバーサルサービスを赤字のところも含めて展開していくのにどれぐらいコストが掛かるのか、長谷川政務官、お願いできますでしょうか。

○大臣政務官（長谷川憲正君） 大変重要であり、かつまた難しい御質問をちょうだいいたしました。と申しますのは、学問的に恐らく、研究者の方などにお伺いをしますと、ユニバーサルサービスのコストというのは、郵政事業全体の業務の中のどの部分とどの部分

がいわゆる国がユニバーサルサービスとして期待をするものであって、それにどれだけのコストが掛かるのかという非常に細かな計算をすることになるんだらうと思いますが、私どもはそれはやっております。

その理由は、これはもう明治以来の伝統でございますけれども、国が税金をつぎ込んで郵政事業をやるわけではございませんで、郵政事業そのものの努力によって全体の経費を賄ってもらい、そのことによって国の期待するユニバーサルサービスを提供していただくということでございますので、特段学問的な意味での分計はやっていないわけでございます。むしろ私は、特に今回は、今大臣からお答えを申し上げましたように、郵便貯金や簡易保険のサービスも全国的に展開をする、そういう形でユニバーサルサービスとして位置付けるということでございますので、全国の郵便局網を維持する経費、それ全体をむしろユニバーサルコストと考えていただいて、それをこれからの経営展開の中でいかに郵政事業そのものに賄ってもらおうかという工夫をしていくことだというふうに思っております。

そういう意味で申しますと、全国の郵便局を維持しますのに今一兆二千億ほどのお金が掛かるわけでございますので、この経費をこれから、株式会社ということが前提になっているわけでございますから、民営化に伴いまして税金の費用も随分増えているわけでございますので、それらを含めて全体の経費を賄うような工夫を今度の設計の中でやっていくつもりでございます。

○林久美子君 ありがとうございます。

問題は、そのコストを、今政務官からお話ございましたが、会社そのものの企業努力によって賄ってもらいたいというお話ございました。最初この議論がスタートしたときは、じゃそのコストをどうやって賄ってもらおうのかと。今御存じのように、やはりいろいろな規制が掛けられております。預金限度額、あるいは保険の商品がかなり絞られているとか、そうしたものをやはり外すことで収益基盤を強くしていかなくてはならないと。アメリカのAIGなどは、現在アメリカ政府の出資比率が八〇%を超えているということも伺っておりますが、こうしたところですら業務に対する規制は掛けられていないということも伺っております。

今一兆二千億円というお話もございましたけれども、こうしたものを、ただでさえ今郵便局というのはかなり貯金の額も減ってきて、保険の契約数も落ちてきて、このままいけば経営基盤そのものが怪しくなって、もつかもたないかのところまでいくんじゃないかというような状況の中で、なおかつユニバーサルサービスを国の代わりに果たしてくださいよねというのは、余りにもやっぱり難しい酷な話なんだろうと思います。

ですから、それにきちっと対応できるように、限度額の撤廃、保険の第三分野への参入、そろそろ結論を出していただきたいというふうに思っているんですけれども、亀井大臣、この辺りについてはいかがでしょうか。

○国務大臣（亀井静香君） 今、長谷川政務官から申し上げましたけれども、ユニバーサルサービスをそうした金融、保険分野についてもきっちりと政府が課していくという、そうしたことをやりながら、税金を投入しかもしれない、自助努力でそういう費用を賄えということでもありますから、それが可能なやはり経営にしなければならない。そういう観点から、現在いろんな制約が、いわゆる小泉改革の下でなされたこの郵政事業の中においてもいろんな手足が縛られておるのが現実であります。それをどういう形で今後やっていくかということ、まさにこれが今我々が検討をしている中の焦点の面であります。

私は、新しい郵政がどんどん手足自由になって、いわゆる民業を圧迫してそこのけそこのけで荒稼ぎをしていくような、そんな状況に私はするつもりはありません。メガバンクに対抗する巨大なメガバンクを新しくつくることが目的ではございませんので、そういう観点からも私は今後の日本郵政の在り方について検討したい。

ただ、一つ、今、日本郵政既に取り組んでおるわけでありましたが、雇用形態が今御承知のように、小泉改革の下で人間を人間扱いしない、安く使えばいいということがやはり病のように今大企業を含めてなされております。現在大企業、三分の一ぐらいが非正社員というところが多いと思いますが、何と日本郵政は半分ぐらいが非正社員と。同じ仕事をしておって正社員に比べて三分の一以下の収入しかないというのがたくさんいらっしゃるわけで、これを今、斎藤社長に抜本的に、日本の雇用のあるべきモデル、これを日本郵政がつくるんだという立場で抜本的に変えるようにということを強く要請をいたしており、現在それに今取り組んでおりますが、これによっていわゆる人件費のコストは二、三千億程度は上がるというように私は大体、アバウトですけれども、そういう感じもしておるわけでありまして。

そういうことについて批判の声もありますが、私は、人間を人間扱いといいますか、人間として大事にしながら経営をやっていく、その費用というのは原価だと私はこのように思っておるわけでありまして、そういう観点に立って、なお日本郵政が税金を使わない、自前でユニバーサルサービスをやっているにはどうしたらいいかということで、今、原口大臣とも細かい協議を重ねながらやっておる最中でありまして。

○林久美子君 先ほどの一兆二千億のコストと、人件費で、なるべく正社員化ということで二、三千億掛かると、こうしたものを賄えるだけの強い収益基盤をつくるための規制の在り方、規制の外し方を、業務の拡大ですよね、を考えていかれるというふうに受け止めさせていただきたいというふうに思います。

では、原口大臣に続いてお伺いをさせていただきます。

本日、実は緑の分権改革についてもお伺いをしたかったのですが、今回、補助金という形ではなくて委託という形で、本当に国が全面的に支援をする形でそういう取組を全国に広げていこうという、非常に私も共感する取組をいただいたなというふうに思っておるんですが、実はこれを聞きたかったのですが、ちょっと時間がございませんので、後ほど土

田委員の方がこの分権改革について聞かれるということでございますので、そちらの方にお譲りをしたいというふうに思います。

その上で、今回、地方交付税大幅に御努力をいただいて増やしていかれたということでございまして、ほぼ三位一体の改革前の水準にまで戻ったというふうに伺っております。それでもなお地方自治体からすると、必要最低限の経費がかなりもうかさんできていて、経費削減の努力はしているけれどもまだまだ厳しいと、こんなこともあんなことも地域住民のためにしたいけれども、なかなか思うようにいかないんだという声を聞かせていただいています。

やはり、国は、地方自治体が、地方公共団体になるべく住民に対する行政サービスの質を落とすことなく住民の皆さんに向き合えるような仕組みをつくっていくということが大事だというふうに思うんですが、いまだにやはり地方自治体を苦しめるような制度が一部残っているところがございます。先日、ちょっと予算委員会的时候にも聞かせていただいたのですが、法人課税に係る還付加算金なんですね。景気が悪いときこそどうしてもこういったものが大きくなるのしかかってきてしまっております。

そこで、これは小川政務官にお伺いをしたいのですが、昨年度の全国の都道府県の還付加算金の総額と最近の傾向を教えてくださいませんか。

○大臣政務官（小川淳也君） お答えを申し上げます。

平成二十年度の還付加算金の総額でございますが、九十八億九千万円というふうに把握をいたしております。また、その傾向でございますが、やはり景気が悪化をいたしますと還付をする金額が増える傾向にございまして、最近のところは増加傾向にございます。

○林久美子君 今のは都道府県でお伺いしたんですが、多分市町村を加えるともっと多い金額に、百億をはるかに超える金額が還付加算金として地方自治体にのしかかっているということになるのだと思います。

これはもうかねがね申し上げておるんですが、やっぱり本則は今七・三%という率なんですよね。これが今特例基準割合で四%プラス公定歩合で四・三%になっているわけでございますが、昭和三十八年で七・三%の本則が定められて四十七年間も据え置かれてしまっているということを考えても、やはりこれは、総務省だけで簡単にできる話ではないかというふうにも思うんですが、是非これは、地域の頑張りを、地域の自立をしっかりと応援をしていくんだという原口総務大臣だからこそ、是非この点を見直していただきたいというふうに思いますのと同時に、何らかの財政措置を今考えていらっしゃるのかどうかお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

○国務大臣（原口一博君） 林委員におかれましては、本当にこれは一貫して御主張で、この長い間やはり改革がされてなかったと、私も同じ問題意識を持っております。

還付加算金の利率は、今お話しのように、国税、地方税共通して平成十一年度以降特例基準割合が適用されて、平成二十二年度中は四・三%となっています。四パープラス公定歩合という形ですね。今般の景気の急激な悪化に伴い、特に地方法人課税の中間納付分、この還付も急増していることに伴い還付加算金額も多額に上っていると承知しています。

都道府県の法人課税の中間納付還付に係る還付加算金、先ほど小川政務官からも言いましたけれども、百九十億円という形になっているわけございまして、この還付加算金の利率の在り方については、私、税調会長代行でございますから、国税も含めて総合的な観点から検討したいと。そして、地方団体の意見を踏まえつつ、税調で幅広い観点から議論しますが、平成二十一年度の還付加算金額の急増に対しては特交で措置を講ずる方向で調整をしています。もうじきこの結果が出てきますけれども、特交は今まである意味外から見えにくいということを言われましたが、明確な基準を示して、そして今の委員が御指摘のあった不合理な部分を少しでも是正できるように特交に配慮をしまいたい、このように考えております。

○林久美子君 ありがとうございます。

本当にこれは制度として、中間納付を納めていただいた分に対して、収益が下がったらどんと利率を足して返さなきゃいけないということになると、これはもう言わずもがな地方自治体にとってはかなりこたえる制度でございます。

この度特交で、しかも明確な基準を設けて、見える形で措置をいただけるということでございますけれども、その点は大変有り難くも思いつつ、どうか税調の方の議論でもやっぱり本筋のところをしっかりと見直していただいて、地方自治体が伸びやかに地方住民の皆さんに対してしっかりと行政サービスを講じていくことができるような御支援を賜りますようお願いを申し上げます、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。